

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 公有水面の埋立承認
土地改良事業計画の縦覧
- ◇教委告示 土地改良区役員の退任及び就任
計量器定期検査の実施
- ◇公告 鳥取県保護文化財の指定
毒物劇物取扱者試験合格者
- 昭和二十九年度生活改良普及員採用試験第一次試験合格者

告示

鳥取県告示第三百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、次のように公有水面の埋立を承認した。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 埋立の場所 西伯郡境町栄町地先

二 埋立の面積 三四四、一三坪

三 埋立工事のしゅん工期限

昭和二十九年九月一日

四 埋立の目的 物揚場造成

五 埋立の承認を受けた者

第三港湾建設局長

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、天神野土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについて認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年七月三日から同年七月二十二日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議のあるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定

別表

した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十九年七月三日から同年七月二十二日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

住	申	所	請	氏	人	名
---	---	---	---	---	---	---

土地改良区の名称

縦覧の場所

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、本高土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

退任した役員の名及び住所

理事 河原 重三郎 鳥取市本高

河原 豊

河原 美一

松本 延二

増田 信太郎

小松 竜太郎

山本 多一郎

松尾 義太郎

鳥取市賀露町 小玉 竹藏 外十四人
八頭郡大村大字鷹狩 山崎 雄三 外十四人

湖東大浜土地改良区 鷹狩

鳥取市役所 八頭郡大村役場

就任した役員の名及び住所

理事 河原 重三郎 鳥取市本高

河原 美一

河原 豊

小山 定吉

松本 延二

増田 信太郎

河原 源太郎

山本 多一郎

小松 竜太郎

鳥取県告示第三百三十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十九年七月二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

鳥取県文化財保護条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号)第六条の規定により、昭和二十九年六月九日鳥取県保護文化財に次のとおり指定した。

昭和二十九年七月二日 鳥取県教育委員会

検査月日	検査区	検査場所
七月五日	米子市	石井、奥谷、美吉、宗像、日原、橋本、奈良、吉谷、古市、新山
〃 六日	〃	彦名町
〃 七日	〃	大崎、葭津
〃 八日	〃	大篠津町
〃 九日	〃	和田町
〃 十日	〃	富益町
〃 十二日	〃	夜見町

検査時間は、午前九時から午後三時までとする。

種別	名称	員数	構造及び形式又は寸法及び材質	物件の所在地	所有者	所有者の住所
----	----	----	----------------	--------	-----	--------

鳥取県保護文化財	秋葉大権現	一軀	像高三尺三寸 材質 榿材	倉吉市八屋大字 秋葉三三	倉吉市八屋 代表者 福井 久好	倉吉市八屋
彫刻	大日如来立像	〃	像高三尺六寸五分 材質 榿材	東伯郡東郷町大字 東高辻一四五	東伯郡東郷町大字 東高辻 代表者 上福菊太郎	東伯郡東郷町大字 東高辻

公告

昭和二十九年六月二十五日倉吉保健所において施行した毒物劇物取扱者試験の合格者氏名を次のとおり公告する。

昭和二十九年七月二日

鳥取県知事 西尾愛治

毒物劇物取扱者試験合格者

一般用

受験番号 氏名 受験番号 氏名

- 一 中原 操子 二 遠藤喜美子
- 四 角田 富子 五 進藤 花子

弘法大師坐像 像高 二尺六寸五分 材質 榿材

袈裟褌文銅鐸傳 一口 高さ 一尺九寸

八頭郡船岡町 破岩出土 口径 長径六寸三分、短径三寸八分 厚さ 上部約七厘、中部約一分三厘、下部約二分 重量 五百六十匁

〃 泊村 大字石脇 代表者 泊村 大字石脇 協 〃 泊村 大字石脇

八頭郡東郷町 代表者 木村 鶴藏 家六六四の七

八頭郡東郷町 代表者 榿井壽太郎 家六六四の七

農業用

- 六 小松 善則 七 長谷川京子
- 八 仲田 俊三 九 宇田川千世子
- 一〇 野坂 美水 一一 吉村 善一
- 一四 小川 久枝 一五 石破 久幸
- 一六 谷口 澄子 一七 中井 郁枝
- 二 森本 実二 三 定行 修
- 四 瀬尾 清 五 井上 秀明
- 六 美船 昇 七 寺地 信好
- 八 中本 時昭 九 生田 久雄
- 一〇 東 正 一一 小松 義正

五三	五一	四九	四六	四四	四一	三九	三五	三三	二八	二六	二四	二二	二〇	一八	一六	一四	一二
矢信	藏本	野口	青木	福長	大門	奥田	長谷岡	鎌田	西山	加藤	林	衣笠喜久男	荻田	船越	井手添	池口	北村
峻	曉	俊壽	政則	久昌	広美	昭一	明	美樹	政弘	伍郎	茂樹	守	博保	守	亘	邦夫	和正
五四	五二	五〇	四七	四五	四二	四〇	三六	三四	三二	二七	二五	二三	二一	一九	一七	一五	一三
大上	岩間	石田	西尾	福山	浜口	亀尾	中原	野口	木下	見染	池本	橋尾	乾	横山	伊藤	森	奥田
弘明	義人	幸治	浩明	忠光	幸雄	経一郎	充	次郎	嘉藏	照夫	賢美	喜嗣	喜代治	一郎	優	博光	頼光

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取県鳥取市東町 印刷所

昭和二十九年生活改良普及員採用試験第一次試験合格者を次のように公告する。

昭和二十九年七月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

昭和二十九年生活改良普及員採用試験

第一次試験合格者

受験番号 氏 名

- 四 椿 喜子
- 六 米谷 直子
- 七 松浦 信行
- 八 尾崎 一恵
- 一〇 小畑 政野
- 一一 山本 富美子